

令和6年4月19日

## 叶え合う参加支援事業業務公募型プロポーザルの質問に対する回答

期日までに提出された質問に対して、回答した内容を公表します。

番号	質問事項	質問内容	回答
1	様式1～様式10のフォントのサイズについて	様式1～様式10のフォントのサイズを変更する事は可能でしょうか。具体的には、様式3、様式5のフォントを小さくし、より多くの実績を記載できればと思います。	様式5は2枚以上にわたって構いません。読みやすい大きさの文字で作成してください。
2	契約保証金の金額について	契約締結に際して、受託者が発注者に支払う契約保証金は、契約額の何%でしょうか。	久留米市契約事務規則で、契約金額の100分の10以上の額と定めています。 本事業の見積金額の上限は、42,889,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）となっており、提案者が示した見積金額に消費税を加えた額の10%程度が契約保証金となります。 保証金の額や減免、返還などについて「久留米市契約事務規則」第26条から28条に記載されています。WEB上で公開されていますので確認してください。
3	仕様書5業務内容の(5)媒体を通した住民とのコミュニケーション活動について	①グッチョの企画・編集・発行全体を受託者が担う事を意味するものか、②グッチョの企画・編集・発行を久留米市地域福祉課と協働しながら行う事を意味するものなのか、③グッチョの企画・編集・発行は従前どおり久留米市が行い、中のコーナーの企画を受託者が担うものなのか。受託者がグッチョに関わるイメージを可能な範囲でご教示頂けますと有難いです。	発行主体や手法、役割分担の指定はありません。 現在の発行形態や内容を把握した上で、提案者が実現したい発行形態や手法を提案してください。

<p>4</p>	<p>業務内容について</p>	<p>①(1)①「二車線の支援体制整備」とあるが、支援体制を検討する中で、企画提案書に特定の団体名や業務名を明記する必要があるか。</p> <p>②(1)①「具体的には、以下のi～ivを整備すること」とは、令和6年6月から令和9年3月にかけて創り上げていく、という理解で良いか。</p> <p>③(1)①「特定の組織や活動者の熱意だけに頼らない、持続可能な仕組みを目指すこと」を達成するために、本事業の受託料を地域資源（受託者以外の活動団体等）の運営資金や活動資金として支出することは可能か。</p> <p>④(1)①i「個別支援の受け皿」とは、個別課題を抱える人に対する支援を行う、又は支援を行う人を支援するための活動を行うという認識でよいか。</p> <p>⑤(1)①iiにおける「スキーム」とは、企業等が地域福祉や個別支援に参画するための計画を3年かけて計画を立てること及びそのための実験的取り組みを実施することという認識でよいか。</p> <p>⑥(1)①iiiにおける「事業デザイン」とは、3年かけて計画を立てること及びそのための実験的取り組みを実施することという認識でよいか。</p> <p>⑦(1)①ivにおける「上記プラットフォーム」とは、具体</p>	<p>①記載・不記載の指定はありません。</p> <p>③一定の完成形は事業完了時点となると想定していますが、事業実施期間中においても、数や規模感に関わらず個別支援に役立てられるような仕組みを運用することを想定しています。</p> <p>③可能です。</p> <p>④いずれも対象にはなりますが、前者は必須となります。</p> <p>⑤③の回答と同様です。</p> <p>⑥③の回答と同様です。</p> <p>⑦i～iiiに関する受け皿をイメージしています。</p>
----------	-----------------	--	---

		<p>的にどの部分を指すのか。</p> <p>⑧(1)②について、「年15件程度のプラン作成を想定」とあるが、重層的支援体制整備事業における参加支援プランという解釈で差し支えないか。また、再プランも含めて15件という理解でよいか。</p> <p>⑨(1)②について、多機関協働プランが作成されていないケースについても、本事業の利用が見込まれる場合は参加支援プランを作成する必要があるか。</p> <p>⑩(5)「グッチョ」の活用について、受託者が単独で引き続き編集・発行を行うという認識で良いか。また、広報部分を他業者へ再委託することや既存の広報物を活用することは可能か。</p>	<p>⑧年間15件は、同事業における参加支援プランで、再プランも含めた目安です。</p> <p>⑨ケースに応じて作成する場合もあると想定しています。</p> <p>⑩発行主体や手法、役割分担の指定はありません。現在の発行形態や内容を把握した上で、提案者が実現したい発行形態や手法を提案してください。</p>
5	受託者の責務について	仕様書の6 受託者の責務に関して(5)について、毎月実績報告書や月報を提出することになるが、どの程度のものを想定されているか。	実績報告の内容については、提案内容によって変わりますので、現時点で確定していません。過度の負担を強いるような程度の報告書は想定していません。
6	人員配置について	この事業に取り組むにあたっては、職員を専従させる必要があるか。兼務でも可能か。	専従の必要はありませんが、安定的に運営できる業務遂行体制の構築が必要です。
7	経費及び支払いについて	業務の実施に要する経費で認められるものと認められないものの想定はあるか。	詳細な規定はありません。事業に必要な経費を積み上げた見積明細を提出いただき、契約の相手方の候補者となった時点で、双方で確認・調整をお願いします。